

令和9(2027)年4月1日から 水道料金を改定します

本市の水道事業は、独立採算制を基本原則として、その事業費の多くが皆様からお預かりする水道料金の収入によって支えられています。

6月～7月にお配りしました「くまがや上下水道だより第41号」でご説明したとおり、水道事業をとりまく環境は大変厳しくなっています。

このたび、人口減少に伴う収入の減少や物価上昇に伴う事業コストの増加、施設の老朽化対策・耐震化などに対応するために必要な財源を確保し、将来にわたり安心して安全な水道水の安定供給を継続するため、令和9(2027)年4月1日から水道料金を改定いたします。

利用者の皆様にはご負担をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

水道料金の改定前後の比較（2か月あたり／税込）

メーター口径	13mm	13mm	20mm	20mm
使用水量	10 m ³	30 m ³	40 m ³	50 m ³
	1人暮らし 	2～3人暮らし 	3～4人暮らし 	4～5人暮らし 
改定前	2,640 円	4,400 円	6,402 円	8,712 円
改定後	3,212 円 (+572 円)	5,302 円 (+902 円)	7,766 円 (+1,364 円)	10,516 円 (+1,804 円)

※イラストは一例です。ご家庭によって使用水量は異なります。

料金表及び適用時期は最終面をご確認ください。

水道事業が抱える課題



人口減少や節水機器の普及による有収水量の減少
有収水量…水道料金の収入対象となる水量



物価高騰による維持管理費用の増加
県営水道の料金値上げ（令和8(2026)年4月から施行）



施設や管路の老朽化、耐震化に伴う更新費用の確保

本市では、経営基盤の強化及び効率的な事業運営を図り、施設の適正な維持管理及び管路の更新・耐震化を進めるため、これまで健全な水道事業運営に努めてまいりました。

しかし、市内に張りめぐらされた各水道施設の老朽化が進んでいく一方で、これらの更新等に係る工事費のほか、維持管理や修繕等に係る経費が高騰しており、また、埼玉県から水道水を購入するための費用が令和8(2026)年度から値上げされるなど、事業運営をとりまく情勢が大変厳しくなっています。

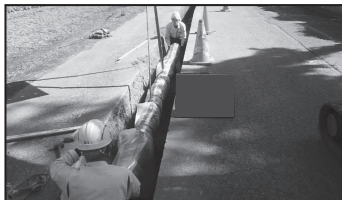
「くまがや上下水道だより第41号」でも、水道事業をとりまく課題について説明しています。
詳しくはこちらをご覧ください⇒



今後も取り組まなくてはならないこと



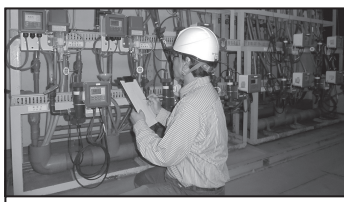
漏水調査



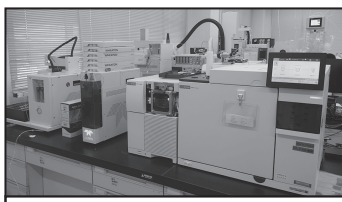
配水管の更新・耐震化

漏水の早期発見、早期修繕

漏水を早期に発見し、修繕を行っていきます。
また、老朽化した水道管の更新により、漏水を未然に防止します。



内部での水質検査



専門機関による水質検査

安心・安全な水質確保

皆様が安心して水道を使用いただくために、定期的な水質検査を行っていきます。

今後も安定した水道事業を進めていくために 料金改定が必要です



水道コラム「熊谷市水道管について」

現在、熊谷市内には約1,223kmの水道管が布設されています。これは熊谷市から奄美大島までの直線距離と同じくらいの距離です。

一方で老朽管の延長は約319kmで市内の水道管の25.9%を占めており、熊谷市から三重県松阪市までの直線距離と同じくらいの距離です。

すべての管を交換するには、**莫大な費用と長い年月が必要**になります。



オープンハウス型説明会を開催しました

令和8(2026)年7月14日から17日までの4日間、市役所・各行政センターで「水道事業をとりまく課題と水道料金の在り方に関するオープンハウス型説明会」を開催し、多くの方々にお集まりいただきました。ご来場いただきありがとうございました。

参加者の皆様には、パネル掲示をご覧いただいた上で、様々なご質問・ご意見をいただきました。お寄せいただいたご意見は、今後の事業運営に生かしてまいります。



(熊谷市役所)



(江南行政センター)

説明会の展示内容についてはこちらをご覧ください⇒



料金改定に関する Q&A

今回の水道料金の改定に当たっての様々な質問にお答えします。



どのように水道料金の改定が決まったのですか？

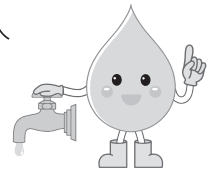
昨年度、市長から水道事業運営審議会に対し水道料金の在り方について諮問しました。これを受け、同審議会において協議を重ね、今年4月に答申を受けました。

この答申内容を踏まえ、市としても持続可能な水道事業の運営を確保するため、今回このような改定を行うこととなりました。



県営水道を買っているとのことですが、この割合を減らせばよいのではないのでしょうか？

1年を通じて安定した水量の水を皆様に提供するために、また、災害時など不測の事態にも迅速に対応できるように、一定の割合で県から水道水を購入することが必要です。



改定しないとどうなるのですか。税金で賄うことはできませんか？

水道事業は法律により、事業経営に伴う収入によって必要な経費を賄うこととされているため、料金収入等で運営していく必要があります。改定しない場合、資金不足により施設を維持管理することができなくなってしまいます。



水道料金改定の前に、企業努力に取り組むべきではないのでしょうか？

これまでも包括的な業務委託、企業債の活用、施設の集約化などにより経費の節減に努めてきました。しかし、左のページでもご説明しましたとおり、水道事業をとりまく状況は大変厳しく、経営努力だけでは対応が困難です。

改定後の料金と適用時期

改定後の料金表

令和9（2027）年4月1日から適用される水道料金の改定内容は次のとおりです。
平均改定率は、21.4%です。

【現行（1か月につき）（税込）】

口 径	基本料金	従量料金（1㎡につき）										
		1～10㎡	11～15㎡	16～20㎡	21～40㎡	41～50㎡	51㎡～					
13mm	1,320円	0円	176円	187円	231円	242円	253円					
20(16)mm	1,386円											
25mm	1,452円											
30mm	2,244円	44円										
40mm	3,960円											
50mm	9,900円											
75mm	15,840円											
100～150mm	26,400円											
公衆浴場用	100㎡まで 3,960円	100㎡を超える分 44円										
臨 時 用	1㎡につき 462円											

【改定後（1か月につき）（税込）】

口 径	基本料金	従量料金（1㎡につき）										
		1～10㎡	11～15㎡	16～20㎡	21～40㎡	41～50㎡	51㎡～					
13mm	1,606円	0円	209円	231円	275円	297円	308円					
20(16)mm	1,683円											
25mm	1,760円											
30mm	2,728円	55円										
40mm	4,807円											
50mm	12,023円											
75mm	19,228円											
100～150mm	32,054円											
公衆浴場用	100㎡まで 4,807円	100㎡を超える分 55円										
臨 時 用		1㎡につき 561円										

改定後の水道メーター口径ごとの料金早見表は、こちらをご覧ください⇒



適用時期

検針は2か月に1度行い、2か月分の料金をまとめて請求しています。検針月は、市内で偶数月と奇数月に分かれています。

- ①令和9年3月31日以前から継続使用している水栓の水道料金・・・令和9年6月検針分から
②令和9年4月1日以降に使用を開始した水栓の水道料金・・・令和9年4月検針分から

検針月		→「4/1～料金改定」					
		2月	3月	4月	5月	6月	7月
①	偶数月 (継続使用)	検針日	旧料金	検針日	新料金	検針日	
	奇数月 (継続使用)		検針日	旧料金	検針日	新料金	検針日
②	4/1以降 新規開始			開始	検針日		検針日